

# 告示

## 埼玉県病院事業告示第七号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月十九日から施行する。

平成二十九年三月十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

表特別病室の使用の項中

埼玉県立循環器・呼吸器病センター	
特別病室 A	一日につき
特別病室 B	一日につき
特別病室 C	一日につき
特別病室 D	一日につき
特別病室 E	一日につき
特別病室 F	一日につき
特別病室 G	一日につき

九、三三〇円  
 四、六六〇円  
 三、五〇〇円  
 六、四八〇円  
 九、三四〇円  
 二、九〇〇円  
 三、七五〇円

を

埼玉県立循環器・呼吸器病センター	
特別病室 A	一日につき 一〇、八〇〇
特別病室 B	一日につき 八、六四〇
特別病室 C	一日につき 七、五六〇
特別病室 D	一日につき 五、四〇〇
特別病室 E	一日につき 四、三二〇

円 円 円 円 円

に改める。